

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年 2 月 9 日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成13年規程第 6 号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成 8 年規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

附 則

この規程は，平成13年 2 月 9 日から施行し，平成13年 1 月 6 日から適用する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （入学資格） 第8条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の各号の1に該当するものとする。 (1) 修士の学位を有する者 (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者 (3) <u>文部大臣</u>の指定した者 (4) その他、研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者 〔省略〕	〔省略〕 （入学資格） 第8条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の各号の1に該当するものとする。 (1) 修士の学位を有する者 (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者 (3) <u>文部科学大臣</u>の指定した者 (4) その他、研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。</u>